

議事日程

日程第 6 議案 第10号 藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

出席議員 37名 11番は欠番

1番	原 田 建 議員	2番	真 野 喜美子 議員	3番	柳 沢 潤 次 議員
4番	加 藤 なを子 議員	5番	井 手 拓 也 議員	6番	三 野 由美子 議員
7番	原 輝 雄 議員	8番	有 賀 正 義 議員	9番	熊 倉 旨 宏 議員
10番	松 長 泰 幸 議員	12番	橋 本 美知子 議員	13番	古 橋 宏 造 議員
14番	高 橋 八 一 議員	15番	伊 藤 喜 文 議員	16番	柳 田 秀 憲 議員
17番	植 木 裕 子 議員	18番	佐 賀 和 樹 議員	19番	保 谷 秀 樹 議員
20番	山 口 幸 雄 議員	21番	渡 辺 光 雄 議員	22番	諏訪間 春 雄 議員
23番	広 田 忠 男 議員	24番	石 井 博 議員	25番	塚 本 昌 紀 議員
26番	松 下 賢一郎 議員	27番	大 野 美 紀 議員	28番	大 塚 洋 子 議員
29番	増 井 秀 夫 議員	30番	村 上 悌 介 議員	31番	河 野 顕 子 議員
32番	海老根 靖 典 議員	33番	国 松 誠 議員	34番	二 上 喬 議員
35番	栗 原 義 夫 議員	36番	吉 田 信 行 議員	37番	鈴 木 明 夫 議員
38番	矢 島 豊 海 議員				

△日程第6、議案第10号藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第11号藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について、議案第12号藤沢市市税条例の一部改正について、議案第13号藤沢市手数料条例の一部改正について、議案第14号藤沢都市計画事業北部第二(二地区)土地区画整理事業施行に関する条例等の一部改正について、議案第15号藤沢市海外引揚者住宅使用条例の廃止について、議案第16号藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第17号藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正について、議案第18号藤沢市火災予防条例の一部改正について、以上9件を一括して議題といたします。

提出者に説明を求めます。脇田企画部長。

◎企画部長(脇田文雄) 議案第10号藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の26ページをお開き願います。

初めに、条例制定の趣旨について御説明申し上げます。

藤沢市では共同運営による申請届け出等行政手続の電子化の実現に向け、昨年9月に県及び県内34市町村で構成する神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会を設立いたしました。本条例は2005年7月をめぐにした行政手続のオンラインサービスの開始に向けて規定の整備を図るものでございます。既に神奈川県では本年2月の定例県議会において規定整備を行っており、本市を初め共同運営にかかわるほとんどの市町村は、共同歩調により、県とほぼ同じ内容の条例をこの時期の定例議会に提案することになっております。規定整備の方法については、申請等の手続が電子化される都度、対象条例の改正を図る方法もございしますが、手続に関し電子化が可能となる共通事項を定めた通則条例として制定するものでございます。このことにより個々の条例改正の作業が不要となるもので、今後さまざまな手続の電子化が円滑に行われるものと考えます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

まず、条例の名称でございますが、国が電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現するために法整備しました行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称行政手続オンライン化法に基づきまして、藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例とするものでございます。

それでは、逐条的に御説明申し上げます。

第1条は、この条例の目的を定めるもので、申請、届け出等の行政手続の電子化により、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするものでございます。

次に、第2条は、この条例における用語の定義について定めるもので、第1号の条例等は、受託事務の電子化等を考慮し、市の条例や規則等だけでなく県の条例、規則も含むことを定義したものでございます。第2号の市の機関は、実施する機関として藤沢市の執行機関及び議会などを定義するもので、第3号及び第4号は従前の手続に用いられる書面等及び署名等の定義を、そして、第5号は電子計算機による情報処理に用いられる電磁的記録について定義したものでございます。第6号から第10号までは申請等の本条例における行政行為を定義したものでございます。

第3条は、電子情報処理組織による申請等に関する規定で、第1項は他の条例等の規定により、書面等で行うこととしている申請等を、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めることにより、市の機関と申請等をする者の電子計算機とをインターネット等の電気通信回線を使用して行わせることができることを定めたものでございます。第2項は、第1項の規定により行われた電子申請等は書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用することを定めた書面等みなし規定でございます。第3項は、その電子申請等の到達についてですが、市の機関が使用する電子計算機のファイルに記録が書き込まれたときとみなすものでございます。第4項は、電子申請等で署名等を要するものについては規則で定める措置によりかえることができることを規定するものでございます。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等に関する規定で、第1項から第4項までのそれぞれの規定が第3条の申請等に関する規定と同じ内容となっています。

第5条は、電磁的記録による縦覧等に関する規定で、第1項は縦覧等についての電子化規定で、第2項は書面等みなし規定でございます。

第6条は、電磁的記録による作成等に関する規定で、第1項は作成等についての電子化規定で、第2項は書面等みなし規定でございます。第3項は第1項により行われた作成等に署名等を要するものについて規則で定めることにより、電子署名付きの処理を行うことで署名等にかえることができることを規定するものでございます。

第7条第1項は、手続等の電子化を推進するために、システム整備等に関する市の機関の努力規定を定めたものでございます。第2項はシステム整備等に当たって市の機関はセキュリティ等の安全性と信頼性の確保に努め、そして、第3項は手続等の電子化の推進に当たっては当該手続の簡素化、合理化に努めることを定めたものでございます。

第8条は、市長は少なくとも年1回、手続等の電子化に関する情報提供や利用状況などを公表することを定めたものでございます。

第9条は、本条例の施行に関する必要事項は規則に委任することを規定したものでございます。

最後に、附則についてですが、第1項は、条例の施行期日を公布の日から3カ月を超えない範囲内で規則で定めるものでございます。

第2項は、申請等の電子化や電磁的記録の利用に伴い、藤沢市行政手続条例の規定の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます

○議長(国松誠 議員) これで提出者の説明は終わりました。
これに対する質疑は、次の会議に行います。

3. 出席者

委員長	佐賀和樹				
副委員長	塚本昌紀				
委員	柳沢潤次夫	三野由美子	高橋八一	石井博	
	増井秀夫	海老根靖典	河野顯子	矢島豊海	
欠席委員	なし				
傍聴議員	原田建雄	真野喜美子	加藤なを子	井手拓也	
	原輝雄	有賀正義	熊倉旨宏	松長泰幸	
	植木裕子	保谷秀樹	諏訪間春雄		
提案議員	原田建	真野喜美子	加藤なを子	柳田秀憲	

議長 国松 誠

副議長 広田 忠男

理事者 久世助役、石渡助役、加藤総務部長、藤間総務部参事、上野総務部参事、福島総務部参事、鈴木行政総務課主幹、関水職員課主幹、山崎職員課主幹、脇田企画部長、須藤企画部参事、西貝企画部参事、石井IT推進課主幹、新井財務部長、原財務部参事、落合財務部参事、山本財務部参事、酒井財務部参事、伊勢財政課主幹、宇田川財政課主幹、川竹財政課主幹、平綿財政課主幹、樋口納税課主幹、青木市民税課主幹、村戸市民税課主幹、石井資産税課主幹、高木資産税課主幹、館野市民自治部長、石垣市民自治部参事、古知谷市民窓口センター長、赤谷市民窓口センター主幹、浅川福祉健康部参事、重田福祉健康部参事、内田生活福祉課長、神田計画建築部長、池谷計画建築部参事、保坂建築指導課主幹、大津消防長、金子消防次長、小池消防本部参事、鈴木消防総務課主幹、羽田予防課主幹、浅木教育総務部参事、佐藤選挙管理委員会事務局長、その他関係職員

事務局 長谷川議会事務局長、高木議会事務局次長、小野議会事務局主幹、高崎議会事務局主幹補佐、内田議会事務局主幹補佐、高橋議会事務局主幹補佐

△(1) 議案第10号 藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

○佐賀和樹 委員長 日程第1、議案第10号藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は、本会議で説明がありましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

◆三野由美子 委員 議案第10号について質問いたします。

この条例制定の目的は「行政運営の簡素化及び効率化に資すること」というふうに条文の中にもあるんですけども、どれだけの効果、目標を見込んでいらっしゃるのでしょうか。もし具体的な数字で見込んでいらっしゃればお聞かせください。

◎石井 IT推進課主幹 効果をどのようにとらえるかということでございますけれども、数量的、数値的な効果の推定はしてございません。期待される効果といたしましては、単独で行った場合の人的、財政的な負担が大きいということの共同運営による効果、市民の負担軽減、利便性の向上などという定性的な効果は期待できると考えております。全国的、全県的な取り組みで始まるものでございますので、一定の普及が図られる中で効果が期待できる。投資に対して効果があらわれるには、少しおくれてやってくる遅延効果というふうなことになりますので、現時点での数値的な効果は難しいと考えております。御理解をお願いいたします。

◆三野由美子 委員 効果について再質問いたしますが、行革課題の中でもこうした電子化による効率化というのが挙がっていたと思いますが、現時点では難しくて一定の数値、人件費ですとか、どのぐらい効率化が図れるのかとか、そういうことを具体的に示していかなければならないのではないかと思います。今後そのようなお考えはありでしょうか。

◎須藤 企画部参事 今後の効果の検証の仕方というようなことだと思います。確かにおっしゃるとおり、この効果というものについてきちんとした形で検証していきたい、このように考えています。

先ほど来申し上げたとおり、第一歩を踏み出すということでございますが、簡素効率化について、まず、共同運営で実施をすることによりまして人的な財政的な効果がある。この部分については総務省から一定の基準といいますか、ガイドラインが示されておりまして、それについては単独で実施をするよりも7割程度の削減が見込める、このようにも言われているところであります。ここら辺がまず1点あるかと思います。それから、行政サイドの効果とすれば、窓口対応であるとか形式、審査時間の軽減、用紙だとかの軽減、入力時間の軽減、誤入力の防止等々ということでありま。市民側の効果といたしますと、24時間365日いつでも申請ができる、このような効果もあります。このようなことを踏まえまして今後検証を考えていきたいと考えております。

◆三野由美子 委員 最後に1点だけ確認させていただきたいんですけども、総務省からのガイドラインの中では7割程度の削減の目標ですか、そういうふうに今おっしゃったんですけども。ということは、全体の中で7割程度の何らかの財政的な削減が、そういう効果を見込んでいらっしゃるというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

◎須藤 企画部参事 済みません、言葉が足りなかったと思います。ガイドラインということで共同運営を実施した場合のコスト比較ということであります。30団体で共同運営で実施した場合の全体のコスト比較をいたしますと7割程度の減になる、こういうガイドラインが示されておりまして、こういうものも踏まえて県と県下34市町村、藤沢市が共同して共同運営の仕組みをつくっているということで、この仕組み自体が既に7割程度の減になっているだろう、こういうふうに思っております。

◆柳沢潤次 委員 この条例案はさきの2月議会で報告がされたもので、そのときも少し質疑をさせていただきましたが、条例案ですから改めて質問させていただきます。

条文を読みますと、この条例はインターネットなど電磁機器を使うことができるあらゆる条例に適用される書き方だと思いますが、そういうふうな理解をしていいのでしょうか。それが1点です。

それから、なかなか具体的にわかりづらいんですが、当面、例えば電子申請ですとか、電子入札ですとか、さまざまな行政手続をこれで行っていくということだと思んですが、具体的に幾つか、こういうことをやるということをお聞かせいただきたいと思います。それが2点目です。

それから、このシステムに参加する自治体が34市町村という話が今ありましたが、この条例は全県で一斉に出ているんでしょうか。もう既にできているところや、まだこれからということや、その辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、共同運営センターというのをつくるわけですが、これはもう既に委託する企業が決まっていると聞いていますが、その辺、具体的にどこなのかなど、お聞かせをいただきたいと思います。

先ほどの三野委員の質疑の中でも出ていました費用分担の問題ですが、その企業にどれぐらい藤沢市が負担をすることになるのか、また、しているのかということも含めて毎年どれぐらいなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

最後に、市内のインターネットの利用状況ですとか住基カードの発行状況など、どれぐらいなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず以上です。

◎須藤 企画部参事 まず、条例についてです。条例につきましては、これは通則条例という呼び方をしていますが、個々の既存の条例に何々書によるというような書面による手続という規定があった場合に、これを電子化が可能とするというふうに読みかえる規定でございまして、ですので、既存の書面規定があるような条例について本条例でカバーをしていくことになります。

それから、9手続の具体的な名称でございまして。住民票の写しの交付申請であるとか記載事項証明の交付申請、付記転出届、医療証の交付申請、犬の登録の廃止、犬の登録事項の変更届、児童手当等の認定請求、特例給付、額の改定の申請書、この9つということです。

一緒にやっている34市町村がどういう状況にあるかということですが、現在ほとんどの市町村について、この6月議会に条例をお願いしているという状況でございまして。

共同運営の企業でございまして、次世代電子自治体推進企業体というコンソーシアムの企業体に契約をしているということです。中身につきましては、NTTコミュニケーションズ株式会社を代表といたしまして、日本電気株式会社、トランスコスモス株式会社、東日本電信電話株式会社でございまして。

費用負担でございまして、藤沢分につきましては約1,500万円程度ということになります。

インターネットの利用状況でございまして、ことしの3月に藤沢市内を調査した結果によりますと、15歳から90歳までの市民のインターネットの個人別利用率は70.4%という数字でございまして。

住基カードの発行枚数でございまして、ことしの4月末現在の数値で1,956枚ということです。

◆柳沢潤次 委員 電子申請など具体的なものを幾つかお答えいただきましたが、当面9つの手続という話のようですが、これは当然ながら、今後環境がずっと整っていくに従ってさらにふえてくると認識をしてよいのでしょうか。それが1つです。

それから、費用の方ですけれども、藤沢市として1,500万円程度使うということですが、今後費用がかさんでくるのかどうかというのが、私としてはちょっと心配をするんです。34自治体で当面共同で進めていって、共同でやれば国が言うように7割程度安くなるんだよという話だと思いますが、これからさまざまなプログラムの変更ですとか、いろんな経費がどうかかってくるのかというのは注目をしておかなければいけない部分だと思っています。

それは、先ほどの議論もありましたが、効果との関係や、また、今の御答弁ですとインターネット利用者が大変多いようですけれども、住基カードで見ても1,956枚ということですから、まだまだ住民の中には十分浸透し切れていないというのが実態だと思っているんです。そこでの財政的な負担と住民の側の意識が十分追いついていないという観点で見たときに、単純にどんどん進めればよいというふうにはいかないだろうと思っているんです。ですから、その財政負担というのは大変注目をしていかなければいけないし、ここで1回乗ったということになると、もしその辺が自動的に今後負担増になるとすれば、効果との関係でどうなのかなというふうな疑問も少しわいてくるんですが、その辺の今後の見通し、財政的な状況など、お聞かせをいただきたいと思います。もちろんわかる範囲で結構です。

それからもう一つは、情報の漏えいの問題ですけれども、常にこの電子機器の問題についてはさまざま、大丈夫だと言いつつも、あちこちで漏えいの問題が報道もされているところですから、100%大丈夫だというのはないと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。この次世代何とかコンソーシアム、企業がみんな入っているところで運営をするわけですが、とりわけ住基ネットとの関係ですね。ここも含めてちょっとお答えをいただきたいんですが、セキュリティの問題はどうなのかという点、お答えをいただきたいと思います。

◎須藤 企画部参事 まず1点目の、手続を当初9手続で始める、それから手続の数をふやす考え方ということでございまして、これについてはふやしていく考え方でございまして。

16、17年度、大体1,500万円ちょっとということでございまして、今後どうなってくるのかということでございまして。これにつきましては、平成18年度については1,430万円程度というぐあいに予定がされているということです。確かに今後いろいろな状況の変化ということも考えられると思いますが、5年間程度についてはおおむねこの程度で推移するのかなというふうに考えております。

3点目の情報セキュリティの関係でございまして。この共同運営センターにつきましては、やはり選択の一つの要因といたしまして、情報セキュリティを堅牢にしている、こういうことがあります。このセキュリティの関係につきましては、技術的にも物理的にも相当程度のセキュリティが施されていて個人情報保護につながっていると、このように考えております。

住基ネットとの関係でございますが、住基ネットとの直接の関係というのは、これはないというか、薄いのかなと思っています。一つ言えるのは、確かに本人が申請したということを証明する仕組みとして電子認証という仕組みを使います。このサービスの入れ物として住基カードというものを使います。こんな関係があると思っております。住基ネットの関係も、それぞれのセキュリティが堅牢にかかっていると考えているところであります。

◆柳沢潤次 委員 藤沢は電子自治体のモデル自治体として手を挙げて、積極的にこの電子化を進めてきている自治体の一つですよ。この電子自治体の共同運営センター、県のところでやるということですが、どうなんでしょう。全国的に県段階でこういったまとまりで共同運営センターをつくっているところ、あるいは幾つかの自治体でやっているところなどなどあるとは思いますが、その辺把握しておられるんでしょうか。わかれば結構ですが、お聞かせをいただきたいと思います。

要するに私が言いたいのは、こういう電子自治体は大変お金のかかることです。ですから、情報が早くて、あるいは簡素な事務手続になるというようなことで効率化につながることは間違いないわけで、時代の方向はそういう方向に向いていることも間違いないですから、もちろん否定するものではありません。しかし、市民の実情や状況と一緒に進んでいかないと、費用との関係で見ても、この電子自治体自体がどんどん進んでいくというのは、そこはよく考えないといけないところだなとは思っているんです。基本計画もできていますけれども、この電子自治体を進めていく上で基本的な考え方をお聞きしておきたいと思います。

◎脇田 企画部長 ただいまのお尋ねでございますけれども、藤沢市は電子自治体の全国のモデル都市として進めてまいりました。これにつきましては、2001年にIT基本法が制定されまして、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて実施する責務を有するということで、電子政府の構想とあわせて電子自治体の構築を進めているものでございます。そういう進めるに当たりまして、行政事務の効率化等とか市民のサービス向上というものは当然あり得るわけですが、本市の基本的な考え方といたしましては、先見性を持った施策を進めるとか、時代的な要請課題に対応していくことも当然のことではありますが、それにあわせてコスト意識ですとか、市民の方の個人情報を守るためのセキュリティ対策ですとか、そういったものを十分に対応いたしまして今後も進めていくという考え方でおりますので、御理解いただきたいと思います。

◎須藤 企画部参事 1点目の共同運営センター、全国的な県レベルの状況はどうかということでございます。これにつきましては、ほとんどの県で全県的な取り組みをしています。ただ、政令指定都市であるとか、そういう大きなところ、例えば神奈川県で言えば川崎市、横浜市については単独でそれぞれ実施をしている、このような状況でございます。

◆河野顕子 委員 単純な質問をさせていただきたいと思います。今回の諸手続のできる中に戸籍関係のものが外れているんですが、戸籍謄本とかそういうものについての何か特別な考え方があるようになってこういうことができないのかどうか。そのあたりをちょっとお聞かせください。

◎大高 IT推進課課長補佐 ただいまの戸籍についてですが、戸籍についてはもう既に昨年度、法務省の方から細かい仕様書の定めが来ております。その中で戸籍事務の電算化、いわゆるコンピューター化ができていないと実施が不可能、それから、法務省の方への許可というか、届け出が必要になるという点がありまして、県下まだ約半数の団体でしか電算化が進んでいない状況で、共同運営ということで次のテーマという形で取り組んでいきたいと考えております。

◆海老根靖典 委員 1点だけ、行政改革との関係をちょっとお聞きしたいんですが、これが条例化されて運用していくとなると、当初は9情報、9手続に関してなんですが、例えば今後かなり行革との関係が効果として出てくるのかなと思うんですが、今、第三次行革に向けていろいろ検討されていると思いますが、そこら辺、どのようにこれを位置づけられているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎藤間 総務部参事 行政改革、特に第三次行革との関係ということですが、第三次行革の関係につきましては、現在、市長より行財政改革協議会の方に、第三次行革に向けてどういう方向性で行くのかということについて具体的な諮問をさせていただいて、議論をさせていただいているところであります。その中で、この電子申請の問題も含めた電子自治体の推進というテーマが、その中にどんなような形で位置づけられるかということについては、そういう意味では今議論をいただいているということですので、まだどういう方向性でということが現段階で明確なお答えはできない状況です。ただ、基本的にこの電子申請も含めた電子自治体の問題というのは、業務の効率化であるとか市民サービスの向上という観点から言えば、行革も含めたテーマの中に位置づけられていく可能性は高いのかなというふうに思っております。

いずれにしても、位置づけられるかどうかは別にいたしまして、先ほど来お尋ねもあります業務の効率化、あるいは経費の問題、職員の意識の問題も含めて、今後この取り組みが全体の市政運営上の効率化につながっていくということを常に認識しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○佐賀和樹 委員長 これで質疑を終わります。
休憩いたします。

午前9時56分 休憩

午前9時57分 再開

○佐賀和樹 委員長 再開いたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐賀和樹 委員長 これで討論を終わります。
採決いたします。議案第10号は可決すべきものとすることに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐賀和樹 委員長 御異議がありませんので、そのように決定いたしました。

△日程第2、議案第10号 藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第11号

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について、議案第12号 藤沢市市税条例の一部改正について、議案第13号 藤沢市手数料条例の一部改正について、議案第18号 藤沢市火災予防条例の一部改正について、議会議案第1号 藤沢市住民基本台帳の閲覧等の制限に関する条例の制定について、請願17第1号 住民基本台帳法改正の意見書提出を求める請願、以上7件を一括して議題といたします。

◎18番(佐賀和樹 議員) 当委員会に付託されました議案第10号 藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する条例の制定についてほか6件に対する審査の経過及び結果について報告いたします。

当委員会は6月15日に委員会を開催し、市当局の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第10号 藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを報告いたします。

この議案については、質疑の後、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。